

山形県船舶安全対策協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、山形県船舶安全対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的及び対象港)

第2条 協議会は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るために必要な事項を協議するとともに、協議会で決定した船舶安全対策その他の事項を推進し、もって船舶の航行安全に寄与することを目的とする。

2 対象港は、山形県において港則法を適用する次の港とする。

- (1) 酒田港(特定港)
- (2) 加茂港
- (3) 由良港
- (4) 鼠ヶ関港

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 津波による船舶安全対策に関すること。
- (2) 台風又は発達した低気圧による船舶安全対策に関すること。
- (3) (1)及び(2)のほか、異常な気象又は海象による船舶安全対策に関すること。
- (4) 関係機関・団体に対する協議会の決定事項の周知に関すること。
- (5) 船舶等に対する酒田港長・酒田海上保安部長の勧告等の伝達に関すること。
- (6) その他、目的を達成するため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、対象港の関係機関・団体をもって会員とし、別表のとおり組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

2 役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

4 会長は会員を代表して会務を総括する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときにはその職務を代行する。

(参与)

第6条 協議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、協議会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 参与は、この協議会の運用に参与する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

(部会)

第8条 協議会に、次の部会を設置する。

- (1) 酒田港津波・台風等対策部会
 - (2) 加茂港及び由良港津波・台風等対策部会
 - (3) 鼠ヶ関港津波・台風等対策部会
- 2 協議会は、必要に応じて新たに部会を設置することができる。また、部会の目的を達成した際は速やかに廃止する。
 - 3 部会の決議事項は、速やかに会長に報告し、承認を得るものとする。
 - 4 各部会の組織その他の事項は、別に各部会細則で定める。

(事務局)

第9条 協議会に、その事務を処理させるため事務局を置き、酒田海上保安部交通課に置くものとする。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この会則は、平成22年6月24日から施行する。

この会則は、令和5年3月1日から施行する。

山形県船舶安全対策協議会

No.	役職	機関・団体名称	役職名等	備考
1	会長	酒田海陸運送株式会社	代表取締役社長	
2	副会長	日本通運株式会社 酒田支店	支店長	
3	会員	鼠ヶ関マリーナ	ハーバースター	
4	会員	鶴岡小型船舶安全協会	会長	
5	会員	酒田小型船舶安全協会	会長	
6	会員	山形県漁業協同組合	代表理事組合長	
7	会員	山形県港湾空港建設協会	会長	
8	会員	酒田港安全衛生協議会	会長	
9	会員	酒田共同火力発電株式会社	取締役社長	
10	会員	酒田石油基地協議会	会長	
11	会員	全国漁業協同組合連合会酒田油槽所	所長	
12	会員	酒田曳船株式会社	取締役社長	
13	会員	サミット酒田パワー株式会社	代表取締役	
14	会員	鳥海南バイオマスパワー株式会社	取締役発電所長	
15	参与	酒田水先区水先人会	会長	
16	参与	酒田海上保安部	酒田海上保安部長	
17	参与	山形運輸支局	山形運輸支局長	
18	参与	酒田港湾事務所	酒田港湾事務所長	
19	参与	山形地方气象台	山形地方气象台長	
20	参与	山形県庄内総合支庁	山形県庄内総合支庁長	
21	参与	山形県港湾事務所	港湾事務所長	
22	参与	山形県鶴岡警察署	鶴岡警察署長	
23	参与	山形県酒田警察署	酒田警察署長	
24	参与	鶴岡市	鶴岡市長	
25	参与	酒田市	酒田市長	
26	参与	鶴岡市消防本部	鶴岡市消防長	
27	参与	酒田地区広域行政組合消防本部	酒田地区広域行政組合 消防本部消防長	
事務局		酒田海上保安部交通課		